

## 告 示

### 埼玉県告示第三百六十八号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成三十一年四月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 免許の取消しをした年月日  
平成三十一年三月二十七日
- 二 免許の取消しを受けた建築士の氏名  
経塚 貴之
- 三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別  
二級建築士
- 四 第二号に掲げる者の登録番号  
第三二二三二三号
- 五 免許取消しの理由  
建築士法第九条第一項第一号による